



広労基発 0204 第 1 号
令和 7 年 2 月 4 日

事業主団体の長 殿
労働災害防止団体の長 殿

廣島労働局労働基準部長



死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、広島労働局では、「第 14 次労働災害防止推進計画(令和 5 年度から令和 9 年度)」を策定し、第 13 次労働災害防止推進計画(平成 30 年度から令和 4 年度)期間中と比較して、死亡災害を 5% 以上減少させること等を目標に掲げ、各種対策を推進しているところです。

しかしながら、令和 6 年に 18 件であった死亡災害が、令和 7 年 1 月に入ってから立て続けに 5 件発生し、また、死亡には至らなかったものの、複数人が同時被災する一酸化炭素中毒が疑われる災害や解体中の足場が倒れて複数人が同時被災する災害が発生するなど、深刻な事態となっています。

死亡災害の概要は別添のとおりであり、事故の型別では、「墜落・転落」2 件、「飛来・落下」、「交通事故」、「はさまれ・巻き込まれ」各 1 件、産業別では運輸交通業 2 件、建設業 2 件、商業 1 件となっています。

詳細はいずれも調査中ですが、同種災害の発生防止のためには、どの産業においても作業全体のリスクアセスメントの実施及びその結果を踏まえた作業方法の決定、作業開始前の現場の状況確認と危険予知活動及び具体的な対策の実施、保護具の使用徹底といった労働安全衛生に関する基本的な対策の積み重ねが重要であると考えられます。

つきましては、死亡災害が多発している状況に歯止めをかけ、同種災害の発生を防止するため、貴団体におかれましては、傘下会員様等に対する本文書の周知・職場における労働安全衛生活動の再点検呼びかけ等の御協力をいただきたく、要請いたします。

なお、各災害の詳細が判明した折には、改めて自主点検や再発防止対策の徹底をお願いすることもありますこと、お含むおきください。